

会計年度任用職員を募集します

(福祉推進部 障がい福祉課)

職種	医療的ケア児等担当相談支援員(看護師又は社会福祉士)	
募集人員	1名	
業務内容	<ul style="list-style-type: none">○医療的ケア児等に関する相談支援○関係機関との調整による医療的ケア児等のサービス等利用調整○医療的ケア児等協議の場等の運営事務○窓口及び電話対応 ○行政事務補助	
応募資格	<ul style="list-style-type: none">○看護師○社会福祉士○普通自動車運転免許(AT限定可)	
任用期間	1会計年度以内(1箇月間は、条件付採用期間となります。)	
勤務日	週 5 日 月～金(土日祝日休み)	
勤務時間	8:30～17:00(1日/7時間 30分 週 37.5 時間勤務)	
勤務場所	宜野湾市役所(障がい福祉課)	
休暇	年次有給休暇	任用期間、経験等に応じ最大 20 日付与 ※初年度は最大 12 日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇(最大年 6 日)、子の看護休暇(最大年 5 日)、夏季休暇(最大 3 日)、忌引休暇、産前・産後休暇等
	無給休暇	介護休暇等
報酬額(時給額)	看護師 1,819 円～1,845 円 社会福祉士 1,769 円～1,800 円	
	月末締め、翌月 15 日支払い ※期末手当については、6月 10 日及び 12 月 10 日支払い	
諸手当	期末手当	4.65 月分(6月と 12 月に支給)
	勤勉手当	※任用期間等により支給対象とならない場合や支給率が上記と異なる場合があります。
	通勤手当	距離に応じ支給
※報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。		
社会保険	週の勤務時間が 30 時間以上かつ 2 カ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び健康保険の適用となります。 <ul style="list-style-type: none">・週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満・報酬の月額が 8.8 万円以上であること・学生でないこと ※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。	
雇用保険	以下の要件を満たす場合は対象となります。 <ul style="list-style-type: none">・週の所定労働時間が 20 時間以上・31 日以上継続して雇用される見込みのもの	

	※但し、任用期間等によっては対象外となる場合があります。
労災保険	あり
必要書類	宜野湾市会計年度任用職員申込書(※様式あり)。一般の履歴書でも可。 応募資格に関する資格証の写し。
応募方法	上記必要書類を下記問合せ先へ直接持参または郵送にて提出して下さい。
問合せ先	宜野湾市 福祉推進部 障がい福祉課 〒901-2710 宜野湾市野嵩 1-1-1 098-893-4427(内線 3560・3531) 担当:富・石川
備考	本事業予算は 3 月議会の承認を経て決定されるため、採用内示については あくまで内定として取り扱うことをご了承下さい。